

昨年の県内の死亡災害

経営首脳者セミナーの開講挨拶で支部長が神奈川県内の死亡災害がワーストワンの可能性があるとの説明がされました。

令和2年の労働災害の統計はまだ確定値が出ていませんが、速報値では神奈川県の建設業の死亡災害は全国的に見てワーストワンの可能性があります。

先月号までの統計では神奈川県下の建設業の死亡災害は12件でしたが、後に2件増え現在（3月22日時点）のカウント14件です。（新たな2件は以下のとおり）
2月発生 交通災害

作業終了後、代表の運転する車に同乗して帰路についたが、高速道路のトンネル内を走行中運転していた代表が一時的に意識を失い、トンネルの壁に激突し、被災者は車外に飛び出して死亡したものの。被災者の年齢は17歳

9月発生 墜落、転落災害

宗教施設改修工事において、外周に設置したクサビ緊結式一側足場の足場板から約3メートル墜落したものの。被災者は80代の元代表者

昨年10件から+4件で14件、これは2月22日の厚生労働省の発表でワーストワンである北海道、東京の13件を超えています。



本部関係のお知らせ

○本部大会について

第58回全国建設業労働災害防止大会については予定通り、京都で現地にて10月7日～8日に開催する予定です。ただし、コロナウイルス感染防止対策のため、例年より参加者は絞り、会場は両日を通じて国立京都国際会館1箇所のみとします。

今回新たにICT部会を新設します。

○フルハーネス等の買い換え補助金

来年度も受託する方向で準備中であるが、来年度で猶予期間が終わりになる関係から、予算は今年度より大幅に削減され、補助する金額もある程度減額される見込みです。

今年度の申し込みにおいては予算額上限を超えており、優先順位により一部は助成を受けられなかった者もありました。

来年度は1回だけの募集なので申請される方は早めの準備をしてください。

○書籍の販売価格の変更

書籍を購入する場合、会員価格と非会員価格に分かれます。

支部、分会等で開催する講習等受講する際は変わりませんが、事業所で購入し、事業内で教育等を行う場合会員価格の方が若干安くなることがあります。



建災防神奈川支部ニュース

No.544 令和3年4月号

建設業労働災害防止協会 神奈川支部

横浜市中区太田町2-22番地 電話201-8456 FAX201-7735

URL <https://kensaiboukanagawa.com/>

新年度における神奈川労働局の労働基準行政にかかる重点施策について



井上 健

神奈川労働局
労働基準部長

建設業労働災害防止協会神奈川支部の皆様におかれまして、日頃から労働基準行政の運営につきまして、御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新年度が始まり、事業活動の展開に向けて会員の皆様方も御多忙を極めておられることと存じます。現下の労働行政の**最大の課題**としては、長期化する新型コロナウイルス感染症への対応があり、事業の継続や従業員の雇用維持に懸命に取り組んでいる企業への効果的な支援を重要な柱として、雇用調整助成金等による対応に努めているところでございます。

神奈川労働局の重点施策といたしましては、特に感染拡大を抑えつつ、共存する「ウィズコロナ」及び一定の制圧を経た後の「ポストコロナ」のそれぞれの期間における状況に配慮し、次の2本の柱を掲げています。

1 ウィズ・ポストコロナ時代の雇用機会の確保

2 ウィズコロナ時代に対応した労働環境の整備、生産性向上の推進

これを踏まえつつ、まずは令和2年の労働災害の現状と課題について説明します。

令和3年2月末日現在（以降の死亡者数及び死傷者数において同じ。）死亡者数は36人、前年同期比で12人の増加、死傷者数については7,166人、前年同期比で209人（+3.0%）増加するなど、13次防の目標達成が危ぶまれております。

その中で、**建設業にあっては**、死傷者数は790人、前年同期比で3人（-0.4%）減少と増加傾向に歯止め

がかかったと思われる一方、**死亡者数は14人**と前年同期比で4人増加しております。

特に、災害防止の最重点事項である墜落・転落災害は、死傷者数は232人前年同期比で50人（-17.7%）減少したものの、建設業全体の労働災害の29.3%を占めており、今後も引き続き、足場からの墜落防止措置も含め、「**墜落・転落**」**災害防止**の取組強化を図る必要があります。

併せて、台風等の大規模自然災害による災害復旧・復興工事における安全管理の徹底等、建設工事における労働災害防止対策の促進を図り、また、「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」に基づく一人親方等への労災保険特別加入制度の周知広報、中小の建設業者の安全衛生管理能力の向上に向けた支援など、建設工事従事者の安全及び健康確保対策の推進も併せて実施することとしています。

その他、労働基準行政が担うこととしている建設業に関連する事項としては、「**コロナ**」**対策**では、新たに神奈川労働局健康課に企業や労働者の相談を承る**相談コーナー**を設置し、引続き、「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」等を活用して、感染症防止について周知を図っていくこととしています。

次に「**働き方改革**」の推進については、建設業では、令和6年4月1日から時間外労働の上限規制が適用されることから、引続き専用相談窓口の設置、コンサルティングを行う働き方改革支援センターの御紹介等、懇切丁寧な相談対応及び支援に努めてまいります。

以上、建設業に関連する神奈川労働局の施策について御説明いたしました。引続き貴協会とともに建設業における労働災害の減少に力を注いでまいりますので、今後とも、当行政に御理解と御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

支部行事予定

正副支部長・分会長会議

時：4月15日 15：00

所：311会議室

本部表彰選考委員会

時：4月28日 15：00

所：311会議室

理事会（第1回）

時：5月20日 15：00

所：講堂

代議員会

時：5月27日 15：00

所：講堂

計画作成参画者研修

時：6月7日～8日

所：講堂

本部理事会、総代会（予定）

時：6月9日 14：05

所：東京プリンスホテル

運営委員会

時：6月10日 15：00

所：講堂

木建協正副会長会議

時：6月17日 15：00

所：311会議室

経営首脳者セミナー開催される

建設業労働災害防止協会神奈川支部は、3月18日、令和2年度の経営首脳者セミナーを建設会館の講堂にて開催しました。

当日は新型コロナウイルス感染防止のため人数を制限しての開催となりましたが、神奈川県下から約40名の参加がありました。



黒田支部長からは、「災害の発生状況について、昨年の建設業における労働災害、特に死亡災害は燦々たる状況で、前々年より4件増えて14件になってしまう状況で、これは全国的にワースト1になってしまうかもしれない数字です。

緊急事態宣言等もあり、建災防の本来の使命であります災害防止の活動、パトロールや安全研修会等が制限されているということが、一つの言い訳としてありますが、どのような時代にあっても人命尊重の原則を曲げるわけにはまいりません。

発生した一つ一つの災害原因をしっかりと検証し、新年度における新たな重点対策等を踏まえ、我々が新年度に向けて何を準備していかなければならないのかしっかりと理解していただき、経営トップのリーダーシップの下、関係者及び店社と作業所が一体となって、**自分の現場では絶対に災害を起こさない**という決意を新たにしていadakようお願い申し上げます。」と挨拶がありました。

新年度における労働基準行政の重点施策として、神奈川労働局の監督、安全、健康の3課の課長方からそれぞれの所管の情勢、重点施策等をご説明いただきました。

○細貝監督課長からは、ウィズコロナ時代に対応した労働環境の整備、生産性の向上の推進、働き方改革関連法の周知、最近のトピックとして、監督署等への届出等に際しての押印原則の見直し、時間外労働協定届の新



様式の取扱などについて

○石井安全課長からは、建設業における労働災害の発生状況、昨年の死亡災害の発生概要、手すり先行工法の普及状況や点検の実施状況等、墜落転落とはしご等の災害に対する対策、安全帯に関する法改正と更新支援補助金、一人親方の活動支援事業等について



○重河健康課長からは、職場における新型コロナウイルス感染症対策実施の取組、その相談コーナーの設置、熱中症クールワークキャンペーン、化学物質を取り扱う場合の注意事項、アーク溶接作業及び石綿解体工事にかかる法改正とそれに伴う4月1日以降の義務付け等について説明がありました。

最後に特別講演として、浜銀総合研究所調査部上席調査官の小泉氏から、「**神奈川県内の景気の現状と2021年度の見通し**」と題して、神奈川県内の新型

コロナ感染状況と景気概況、2021年度の県内景気の見通し、需要項目ごとの動向と見通し、コロナ後の神奈川県経済について、データを基にした資料で説明をいただきました。



☆建設業における署別労働災害発生状況☆（休業4日以上）

神奈川労働局 令和3年2月末現在

署 業種	横浜南	鶴見	川崎南	川崎北	横須賀	横浜北	平塚	藤沢	小田原	厚木	相模原	横浜西	合計
3 年	5	1	5	2	5	5	6	5	6		5	3	48
	(1)								(1)				2
前 年	6		6	7	7	8	4	5	5	5	4	8	65
	(1)												1

(注) 労働者死傷病報告による、() 内は死亡者数である。

☆死亡災害発生状況☆

令和3年3月22日現在

	死亡災害把握数			死亡災害件数		
	本年 (令和3年)	前年同期 (令和2年)	前々年同期 (令和元年)	令和2年	令和元年	平成30年
				令和2年のみ速報値		
製 造 業				5 (1)	2	6
建 設 業	2	3 (1)	3 (1)	14 (1)	11 (1)	10 (1)
交 通 運 輸 業					1	1
陸上貨物運送事業		1	1 (1)	5 (2)	2 (1)	2
港 湾 荷 役 業					1 (1)	1
商 業	1			1 (1)	1 (1)	4 (2)
清 掃 ・ と 畜 業				6 (2)	3 (1)	5 (1)
そ の 他		2	1	6 (1)	3 (1)	5 (1)
合 計	3	6 (1)	5 (2)	37 (8)	24 (6)	34 (5)

(注)：死亡災害把握数は、本年のみ欄外表示の日までに把握した死亡災害の件数で、() は、事故の型が「交通事故」であるものを内数で表示しています。 令和元年は平成31年も含みます。

☆死亡災害の概要☆

令和3年2月末現在

番号	発生月 発生時刻	業種 事業場規模	起因物 事故の型	発生概要
1	1月	建築工事業	建築物、構築物	家屋解体工事において、敷地境界線沿いのコンクリートブロック塀を敷地内に倒すため、研リハンマー（ガソリンエンジン式）で塀の土台との境を横に斬る作業を行い、ほぼ終えたところで塀（長さ約15m、重量約1.8トン）が敷地内に倒れ下敷きになった。
	14時頃	10人～29人	崩壊、倒壊	

2月 15時頃	土木工事業 100人～299人	石、砂、砂利 崩壊、倒壊	(発生状況) トンネル工事において、掘削土砂の処理プラントのホッパーが詰まったため、ホッパー下端の土砂排出口と排出コンベヤーの隙間からホッパー内に入り、スコップ等で詰まりをかきだしていたところ、詰まりが取れて崩れ落ちてきた土砂の下敷きになった。 (災害防止のポイント) 1 作業のため土砂等が落下する危険があるときは、立入区域を設定する等当該危険を防止するための措置を講ずること。 2 雇入れあるいは作業内容の変更、新規入場時等において、当該作業員に対し、機械等の危険性、取り扱いの方法、作業手順に関すること等従事する業務についての必要な事項の教育を行うこと。
------------	--------------------	-----------------	--



～令和３年度 神奈川労働局 幹部職員人事異動名簿～

令和３年４月１日付け

官 職	氏 名	旧 官 職
労働局長	川口 達三	大臣官房付
総務部長	木原 憲一	北海道局 総務部長
総務部総務課長	滝沢 勉	(異動なし)
総務部労働保険徴収課長	大滝 信	(異動なし)
雇用環境均等部長	吉永 佳代	(異動なし)
雇用環境均等部企画課長	疍崎 雅夫	局監督課 主任監察監督官
雇用環境均等部指導課長	山崎 嘉之	横浜西署 署長
労働基準部長	井上 健	(異動なし)
労働基準部監督課長	佐藤 明士	和歌山局 監督課長
労働基準部安全課長	千葉 幸則	局安全課 主任安全専門官
労働基準部健康課長	小沼 みち子	局指導課 課長
労働基準部監督課賃金室長	大屋 季之	(異動なし)
労働基準部労災補償課長	三浦 安幸	総務課 課長補佐
横浜南労働監督署長	河野 治子	(異動なし)
副署長	塚田 啓子	局健康課 課長補佐
副署長	山田 律子	(異動なし)
鶴見労働監督署長	塚田 和男	藤沢署 副署長
副署長	柴田 英彦	局監督課 特別司法監督官
川崎南労働監督署長	黒澤 淳一	藤沢署 署長
副署長	奥間 隆之	(異動なし)
川崎北労働監督署長	松本 進吾	(異動なし)
副署長	中田 修司	局補償課 労災訟務官
横須賀労働監督署長	阿部 幸伸	川崎北署 副署長
横浜北労働監督署長	安部 昭彦	局企画課 課長
副署長	木目田 明	(異動なし)
副署長	野口 誠	局補償課 医療指導監査官
平塚労働監督署長	平本 賢一	(異動なし)
藤沢労働監督署長	長瀬 徹也	鶴見署 副署長
副署長	多田 義信	局補償課 労災監察官
小田原労働監督署長	山田 能啓	局総務課 課長補佐
厚木労働監督署長	吉田 光幸	相模原署 署長
副署長	小山 珠美	(異動なし)
副署長	橋本 恵美	(異動なし)
相模原労働監督署長	畑野 俊	小田原署 署長
副署長	野々部 敦	(異動なし)
横浜西労働監督署長	荻野 憲一	外国人技能実習機構
副署長	木村 隆志	(異動なし)

解体工事における石綿ばく露防止の研修会



黒田支部長の開講挨拶

同研修会は厚生労働省の委託事業である「専門工事業者活動支援事業」の一環として開催されたもので、神奈川労働局健康課の田代労働衛生専門官からは解体工事現場における作業員の石綿ばく露防止の観点から、神奈川県環境農政局環境部大気水質課の小野崎主査からは近隣住民を含む解体工事現場からの石綿飛散防止の観点で４月１日以降適用される法施行のポイントや作業場の注意点などについて説明がされました。

研修会における質疑内容

Ｑ 建築物等の解体工事現場において、元請の監督者のみが石綿作業主任者の資格を所有し、実際に作業に当たる下請けの作業者が誰も石綿作業主任者の資格を有していない場合、作業を行ってよいのか？

Ａ 作業主任者の職務として、作業を直接指揮する必要があります。（労働安全衛生法（以下、「安衛法」といいます。）第14条及び石綿障害予防規則（以下、「石綿則」といいます。）第20条第1号）作業者に対し直接指揮命令ができるのは、作業者を雇用している事業者のみですので、元請が直接作業指揮をすることは原則としてできません。したがって、下請けの事業者の作業者に有資格者がいないと作業はできません。

Ｑ 建築物の解体等作業は重層請負になることが多いが、責任の所在はどこにあるのか？

①計画届の届出は元請か下請か？

②事前調査の届出がどちらか？

③事前調査結果の記録、保管は如何？

Ａ 安衛法は、労働者の安全と健康を守るための法律なので、基本的には労働者を直接雇用している事業者が対象になりますが、例外もあります。

①計画届の届出は、安衛法第88条５項に

建設業労働災害防止協会 神奈川支部は、３月４日、神奈川県解体業協会と関内ホール（小ホール）において、解体工事における石綿飛散防止等にかかる法改正を中心とした研修会を開催しました。

緊急事態宣言下でしたが、解体業協会から申し込みが４０名、神奈川支部からの申し込みが５５名あり、当日の参加者は８０名を超え、コロナ感染防止から質問は事前の書面提出により受けましたが、相当数のご質問をいただき、関心の高さがうかがえました。

質問については、その場で回答できなかったものを含め、抜粋を下記にご紹介します。



より、「全三項の規定（注・建設工事計画届を含む）は、当該工事が数字の請負契約によって行われる場合において、当該仕事を自ら行う発注者がいるときは当該発注者以外の事業者、当該仕事を自ら行う発注者がいないときには元請負人以外の事業者については適用しない」とあります。つまり、建設工事計画届は、元請（または自ら仕事を行う発注者）以外の事業者は提出する義務がない、つまり、元請（または自ら仕事を行う発注者）が提出しなければならないということになります。

②事前調査の届出についても、石綿則第４条の２第５項により、「第一項各号（注・事前調査の結果の内容）に掲げる仕事の一部を請負人に請け負わせている事業者（当該仕事の一部を請け負わせる契約が二以上あるため、そのものが二以上となるときは、当該請負う契約のうちの最も先次の請負契約における注文者とする。）があるときは、当該仕事の作業の全部において、当該事業者が同行の規定による報告を行わなければならない」とされており、同一工事について、事前調査の届出は元請がすべて行うことと定められております。

③作業記録の作成、保管義務は、当該作

業に従事した作業者がいるすべての事業者が、それぞれ（自社の作業者に対し）作成保管の義務が課せられます。

Ｑ 今回の改正によって、発注者へ触れられていないが、発注者側の責任はどのようなになるか？

Ａ 改正石綿則においては、石綿則第８条により、解体等対象建築物等における石綿等の使用状況等を通知するよう努めること、事前調査及び作業計画による作業記録の作成に配慮することが定められています。

Ｑ 夏場の作業時など、１時間ごとに休憩をとるような場合があるが、その場合でもその都度負圧の確認は必要か？

Ａ 作業が中断し、作業者が前室から一斉に出たときに、負圧が維持されなくなり、石綿等の粉じんが、隔離場所の外に漏れた事例があったことから、作業を中断したときは、前室が負圧になっていることを確認することとされました。負圧の測定は、集じん、除塵装置を稼働させた状態で、スモークテスターもしくはマノメーターを用いる方法で行ってください。

※以下次号に続く

【基本的考え方】○雇用環境・均等部署、労働基準部署、職業安定部署がそれぞれの専門性を発揮しつつ緊密に連携し、労働局、労働基準監督署及びハローワークが一体となって機動的かつ的確な行政を推進していきます。
○地域のニーズを的確に把握し、地方自治体等と緊密な連携を図っていきます。○労働行政における各種施策の内容や成果等について、労使はもとより国民全体に分かりやすい形での広報に努め、労働環境の整備に向けた気運の醸成を図っていきます。

令和3年度の重点施策

1 ウィズ・ポストコロナ時代の雇用機会の確保

・雇用調整助成金等により、新型コロナウイルス感染症の影響及びその蔓延防止措置の影響の下、休業を余儀なくされてもなお、労働者の雇用維持・継続に取り組む事業主を支援します。また、産業雇用安定助成金により、一時的な在籍型出向等を活用して、労働者の雇用維持・継続に取り組む出向元と出向先双方の事業主を支援します。

・新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた方等の雇用機会を確保するため、求職者ニーズに即した事業所訪問等による求人開拓を積極的に実施するとともに、オンラインを活用した職業相談等を展開するなど、ハローワークの職業紹介業務の充実を図ります

2 ウィズコロナ時代に対応した労働環境の整備、生産性向上の推進

・「新しい働き方」に対応した良質なテレワークを普及促進するとともに、同一労働同一賃金など雇用形態に関わらない公正な待遇の確保、総合的なハラスメント対策等を推進し、誰もが公正で働きやすい労働環境の整備を図ります。

・職場における感染症防止対策の推進、長時間労働の抑制、感染症の影響を踏まえた企業に対する適切な労務管理に関する指導等、建設業をはじめとする職場における墜落・転落による死亡災害防止対策の推進に取り組めます。

・中小企業を中心に改正労働基準法等を周知し、「働き方改革」への自主的な取組を支援します。

I ウィズ・ポストコロナ時代の雇用機会の確保

1 雇用の維持・継続に向けた支援

雇用の維持・継続の対策として、引き続き、雇用調整助成金等の周知及び迅速な支給に努めます。また、新たに創設された産業雇用安定助成金により、在籍型出向により労働者の雇用維持に取り組む出向元と出向先双方の事業主を支援します。

2 ハローワークの職業紹介業務の充実・強化について

3 就職氷河期世代活躍支援プランの実施

4 医療、介護、福祉、保育等分野への就職支援

5 新規学卒者、フリーター、生活困窮者等への就職支援

6 高齢者の就労・社会参加の促進

70歳までの就業確保措置を講ずることを事業主の努力義務とする改正高年齢者雇用安定法の周知に努めるとともに、高年齢労働者の処遇改

○高齢者の特性に配慮した安全衛生対策を行う企業への支援（基準部）

特に、第三次産業において高年齢労働者による労働災害の増加傾向が顕著であることから、「エイジフレンドリーガイドライン」の周知や雇入れ時教育をはじめとする労働者の生涯を通じた安全衛生教育の充実について、指導啓発に取り組めます。

7 女性活躍・男性の育児休業取得の推進

○不妊治療を受けやすい休暇取得制度等の職場環境の整備の推進

○女性の活躍推進子育て等により離職した女性の再就職の支援（安定部）

○男性の育児休業取得促進等をはじめとする仕事と育児の両立ができる職場環境整備

8 障害者の就労促進

9 外国人に対する支援

○外国人労働者の適正な雇用管理に関する助言・援助等の実施

○外国人労働者の労働条件等の相談・支援体制の強化

労働局及び厚木労働基準監督署に設けている外国人労働者相談コーナーにおいて、外国人労働者の相談に適切に対応します。



II ウィズコロナ時代に対応した労働環境の整備、生産性向上の推進

1 「新たな日常」の下で柔軟な働き方がしやすい環境整備

○「新しい働き方」に対応した良質な雇用型テレワークの導入・定着促進

2 ウィズコロナ時代に安全で健康に働くことができる職場づくり

○職場における感染防止対策等の推進

・新たに「職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー」を労働局健康課に設置し、企業・労働者の相談等に対応します。
・感染症防止の基本的事項の確認や職場の実態に即した実行可能な対策を促します。

○働き方改革の実現に向けた取組

令和2年4月から時間外労働の上限規制が適用されている中小企業における「働き方改革」の取組を支援する丁寧な対応を行います。

・法令に関する知識、労務管理体制の状況に応じて、改正労働基準法の内容や取組事例などきめ細やかな情報を提供します。

・法違反が認められた場合でも、感染症による影響、労働時間の動向、人材確保の状況、取引実態等を踏まえながら、自主的な改善を促進します。

・自動車運送事業、建設業など上限規制適用猶予業種・業務を対象に、説明会を開催して自主的な取組を促進します。

・時間外・休日労働時間数が月80時間を超えていると考えられる事業場、長時間にわたる過重な労働による過労死等の労災請求が行われた事業場に対する監督指導を実施します。

○労働条件の確保・改善対策

○労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備

・産業保健活動、メンタルヘルス対策の推進

・化学物質対策、石綿ばく露防止対策の徹底

○迅速かつ公正な労災保険の給付

・新型コロナウイルス感染症に係る的確な労災補償の実施

・過労死等事案に係る的確な労災認定

・石綿関連疾患に係る的確な労災認定及び石綿救済制度等の周知徹底

石綿関連疾患に係る労災保険給付及び特別遺族給付金の事案に当たっては、認定基準に基づき、的確な労災認定を行います。また、石綿関連疾患に係る補償（救済）制度について、がん診療連携拠点病院等で問診の際に石綿ばく露チェック表の活用や労災請求の勧奨を依頼するなどの周知の徹底を図ります。

3 最低賃金、最賃引上げに向けた生産性向上等の推進、同一労働同一賃金など雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

○最低賃金制度の適切な運営

○雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

4 総合的なハラスメント対策の推進

5 治療と仕事の両立支援ガイドライン等の周知啓発

○ガイドライン等の周知啓発

○地域両立支援推進チームの運営

○トライアングル型サポート体制の推進

6 労働保険制度の適切な運営

○未手続事業一掃対策と収納未済歳入額の縮減

未手続事業を一掃するために、積極的な加入勧奨及び手続指導を行います。また、高額滞納や滞納を繰り返す事業主を重点に適正かつ実効ある滞納整理を実施します。

○電子申請の利用促進

事業主の行政コスト削減の最優先施策として、電子申請の利用促進に努めます。

○迅速適正な保険給付

労働者の社会復帰の促進や生活及び雇用の安定を図るため、労災保険、雇用保険の迅速適正な給付を行います。

※以上は抜粋です。詳しくは以下のホームページ、神奈川労働局で発行する「神奈川労働局の重点施策」をご覧ください。

